

田川市地域福祉計画策定・推進会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、田川市地域福祉計画の策定及び推進について検討する田川市地域福祉計画策定・推進会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までの間に会場の前において、会議を傍聴しようとする者が受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入することで行う。

2 傍聴者の定員は、別に定める。

3 会議を傍聴しようとする者が傍聴人の定員を超えたときは抽選により傍聴人を決定する。

4 傍聴人には、原則として会議で使用するものと同じ会議資料を配布する。ただし、図面、地図、写真、報告書その他配布することが困難なものについてはこの限りでない。

（会場に入ることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 凶器その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) 楽器、ラジオその他音声を発する鳴物等を携帯している者

(6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、会場において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

(5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

附 則

この要領は、令和元年6月 日から施行する。

